会 議 録

会議の名称			
開催日時	令和7年2月14日(金) 14:00~14:50		
開催場所	庁議室		
議長(委員長・会長)氏名	委員長 井上 繁		
出席者(委員)氏名	井上 繁、三井田 晴宏、宮川 英子、矢島 由美子、井上 和人、 矢内 孝司、土屋 佳子、山田 ひとみ		
欠席者(委員)氏名	市村 英一、富永 吉昌		
事務局(庶務担当) 行政経営部長 池田 将寛、同次長 堀部 弘幸、 同次長兼財政課長 福島 雅博、同課長 本郷 美代子、 同副主幹 福島 雅也、同主任 門倉 直子、同主任 栁澤 智毅			
1 議 題		2 会議結果	
会議事項			
議事の経過	別紙のとおり	傍 聴 者 0人	
会 議 資 料	別紙のとおり		
議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和 7 年 3 月 1 年 1 議長(委員長・会長)の署名			



# 議事の経過

# ●令和6年度第2回上尾市行政改革推進委員会

### 司会

定刻になりましたので、ただ今より「令和6年度第2回上尾市行政改革 (行政経営部次長) 推進委員会」を開会いたします。

> 私は、司会進行を務めさせていただきます行政経営部次長の堀部と申し ます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の委員会では8名の委員の皆様にご出席いただいております。

条例第6条第2項に規定された定足数である委員の過半数の出席がござ いますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

本日は、上尾市行政改革プランの取組である、「補助金の見直しについ て」、「効率的な土日開庁の実現について」、「ネーミングライツ事業に関す る取組みについて」、それぞれ事務局からご説明させていただき、ご意見を 賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

それでは、ここからは条例第5条第2項の規程に基づき、井上委員長に 会議の進行をお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

井上 繁委員長

それでは事務局に確認いたします。本日、傍聴を希望される方はいらっ しゃいますか。

事務局

(行政経営課長) 井上 繁委員長

本日、傍聴希望者はございません。

事務局より傍聴者なしとの報告がありましたので、会議を続行いたしま す。

それでは、次第に沿って議事を進めていくことになります。

3の議題のところですね。上尾市行政改革プランの取組についてというこ とでございます。

まず①補助金の見直しについて事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局(担当者)

はい。

井上 繁委員長

柳澤主任。

事務局(担当者)

最初に、事前に郵送させていただき、本日お持ちいただいている資料の 確認をさせていただきます。

一つ目が次第になります。

二つ目が、資料1補助金制度の適正な運用に関するガイドライン素案で ございます。

三つ目が資料2土曜開庁アンケート集計表でございます。

もう一つ資料3令和6年度ネーミングライツ事業応募状況、以上次第を含 め4点でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは議題の説明に入らせていただきます。

①から③まで3つの議題でございますが、こちらにつきましては行政改 革プランの中に載せている項目でございます。

それでは説明をさせていただきます。

事務局(担当者)

委員長すみません。補助金については私の方からよろしいでしょうか。

井上 繁委員長

福島副主幹。

事務局(担当者)

資料1の「補助金制度の適正な運用に関するガイドライン」につきまして、ご説明させていただきます。

まず1ページ目の、「はじめに」のところになりますが、補助金につきましては市においても、施策を進めていく上で非常に重要な手段の一つでございまして、市民の方や団体の方に、補助金を交付させていただいております。補助金の交付規則というものがございまして、これは市の補助金の申請、基本的な方法などを定めたものになりますが、こちらに基づいて、毎年の予算編成の中で、補助金の必要性あるいは金額の妥当性などについて個別に審査していますが、補助金の考え方を統一的に定めたものは作成していないものですから、そういったことを踏まえまして、行政改革プランの項目の中に補助金の基準などの明確化や透明性の確保をしていくことを入れさせていただいて、この委員会においてもご審議いただいているところでございます。

今回ガイドラインを示させていただいておりますが、今想定しているスケジュールですと、まず今年度、このガイドラインを策定する予定でございます。表紙の令和何年というところがまだ空欄になっておりますが、今日の委員会でご審議いただいて、意見等をいただいた後、最終的に本年度中2月~3月の間に、このガイドラインを策定したいと考えております。

こちらは市民向けや団体向けのものではなく、市の職員向けのガイドラインになります。これから中身は説明していきますが、令和7年度に市が補助金を交付しているもの、主に団体への補助金になりますが、その補助金の中身をもう一度このガイドラインに沿って、各所属において見直しをしてもらいます。各団体は予算を組んで運営していただいていますので、次年度以降の予算に影響も出てくる場合もありますから、そういったお話も必要に応じて団体の方にさせていただくことになります。市の内部におきましても、各補助金の中で例えば自治会の補助金や、国際交流に関する補助金、スポーツに関する補助金などがございますが、それぞれどういった内容の活動に対して補助金を出すかというのを、要綱という形で定めていますので、その要綱につきましても、必要に応じて改正などを行い、可能であれば令和8年4月から新しい形で補助金の交付を行っていきたいと考えています。

またそれに合わせまして、今お示ししているガイドラインは先ほど申し上げたとおり、令和7年度に市の職員の方で見直しをするためのガイドラインになりますけれども、今度は全ての補助金の見直しが終わって、統一的な考えが定まれば、新たに「補助金運用基準」というものを定めまして、それに基づいて、令和8年度以降の補助金制度を運用していくという予定でおります。

今回は来年度の見直しに向けたガイドラインについての説明ということになりますので、よろしくお願いいたします。

1ページにまた戻っていただきまして、「本ガイドラインの適用範囲等」についてご説明します。補助金と一口に言いましても、様々な補助金がございまして、この表の方でまとめておりますが、まず国や県の補助制度に従って、市も合わせて補助金を出している形のものがあります。それから、他の市町村と共同で協定などを結んで出している補助金などがございま

す。そういったものは今回の見直しからは対象外とさせていただく予定でおります。また、市が独自に出している補助金においても、この表でいいますと市の裁量による補助金というところになりますが、個人向けの補助金、例えば環境系の太陽光パネルの設置や住宅改修などをした場合に、その費用の一部を負担するという個人向けの補助金についても、今回の見直しのガイドラインからは対象外とさせていただいておりまして、今回の補助金の対象は青く塗ってある団体補助金のところになります。

団体補助金につきましても更に、その団体そのものの運営費、例えば事務局の方を雇っている場合には、そういった人件費なども対象になりますし、会議の費用などを団体の運営費として補助金を出している場合があります。また、その団体が行っているイベントなどに対して補助金を交付している場合がございますので、そういったものが、事業費の補助金ということになります。

さらに一番下の建設事業と書いてありますが、自治会などでお神輿など の補修などをする場合にも、補助金を出していますので、こちらも事業費 補助金の一部として区分しています。

この青い部分を今回のガイドラインの対象といたしまして、全体的な見直しを進めていく予定でおります。

続きまして2ページをご覧ください。

見直しに向け、まず「補助金の基本的な視点」には、補助金というのはこうあるべきだということで、一般的なことが書かれていまして、他の市町村においてもほぼ同様なことが書かれています。補助金の交付に当たっては、公益性や必要性、それから同じような事業を行っているのに、一部の団体だけが多く補助金を交付されていることなどがないよう、公平に行われているか、また実際補助金の効果があるのか、金額が妥当なのかということを、基本的な視点として持って、制度を構築していかなければいけませんし、それに沿って補助金を交付すべきだということが書かれています。

続いて3ページになりますが、こちらが今回の改正のポイントになりまして、まず(1)のところは、先ほども申し上げました通り、補助金の交付に当たっては交付金の要綱を定めているのですが、その中に可能な限り補助対象経費や補助対象者などを明確に書いていくべきだということを記載しています。

次の(2)、補助対象経費のところが赤字になっていますけれども、まずは補助対象経費の範囲についてですが、例えば懇親会で使う食糧費に市の補助金が使われているのではないかという話が議論される場合があります。もちろんお酒を飲んだ懇親会などということになりますと、社会通念上も補助金を出すべきではありませんので、そういったものは当然補助対象外としていますが、例えば自治会で、高齢者の方に外に出ていただくために、お茶会みたいなものを催す事業を補助対象としている場合などもございまして、そういったときには食糧費と区分されるものであっても、補助の対象にするということを整理していく必要があります。それが最後の6ページのところに表として書かせていただいています。こちらも、事業費補助金と団体運営補助金ということで、2種類に大きく分けて記載されているのですが、今は考えられる基本的なものを載せているものでして、来年度の各課の見直しの中において、経費をつぶさに見ていきますと、こちらも想定してなかったようなものを補助対象としなければならない場合なども考えられますので、必要に応じてこの表についても修正して、最終

的な補助金運営基準を作るときには、それらを反映したものを作成したい と考えています。

続きまして戻っていただいて3ページの(3)のところですが、「他団体 の間接補助」という項目がございます。これは何かといいますと、例えば コミュニティ推進協議会という上尾市全体の組織がございまして、コミュ ニティを推進するために上尾市の連合体組織を作っているのですが、その 下に各地区、上尾地区ですとか、大谷地区、原市地区という地区ごとの協 議体を作っています。そうしたときに、まず上尾市からは、上尾市全体の 連合会の方に補助金を出して、その後、連合会が各地区に振り分けてまた 補助金を出すということが行われています。そうすると各地区の方の運営 費の状態というものがわかりづらくなるものですから、こういったものに つきましては、基本的に直接市から交付するような形で、連合会へも市か ら直接交付しますし、各地区に対しても市から直接交付というような形に 変えていきたいということが書いてあります。ただ場合によっては、連合 会から各地区に振り分けた方が効率的ですとか、効果的である場合も考え られますし、地区であれば上尾市の場合最大10地区ぐらいですけれども、 他の団体だと、50程度の団体が連合会の下にあるという場合もあります ので、その辺も原則禁止ではありますが、実態を見ながら判断していく必 要があると考えています。

また(4)の委託料への変更というところですけれども、本来的に補助金というのは、各団体や市民の方が行っている事業等を市も応援しよう、支援しようということで補助金を交付するのが補助金の本来の姿ですので、事業等を主体的に行うのは、団体や市民の方そのものですが、市が行う事業を委託のような形でお願いしているような場合もございます。そういったものは本来的には補助金ではなくて、委託料として支出すべきであり、その他にも報償費みたいなものを出しているものもありますので、そういった予算科目の見直しも、今回の補助金の見直しに合わせて行っていきたいというのがこの(4)委託料の変更ということでございます。

続いて4ページをご覧ください。今申し上げてきましたポイントに沿って、最初にお話ししましたけれども、この5番のところで「既存団体の補助金の見直し」を、令和7年度に市全体で各補助金の所管課において行っていきたいというのがこの5番目のところになります。

6番目のところが「補助金制度の運用」ということで、(1)の継続的な補助金の評価を見直している部分が令和8年度以降、補助金運用基準を作った後に適正な運用をしていきますということ、(2)で、交付している補助金の支出額などをホームページで公表していきますという方針を示しています。

説明は以上です。

井上 繁委員長

はいお疲れ様でした。ただいまのご説明についてご質問ご意見等を伺い たいと思います。どなたからでもどうぞ。

井上 和人委員

はい。すみません。

井上 繁委員長

はい。井上和人委員。

井上 和人委員

全体的な流れみたいのは聞かせていただいたのですが、市の予算にどのように金額として、具体的な金額が乗っかってくるか。具体的な金額、大

まかでいいのですが、聞かせてもらえればと思います。本年度の中でもいいので。

事務局(担当者)

はい。

井上 繁委員長

福島副主幹。

事務局(担当者)

今申し上げた団体の補助金だけで言いますと、20億円ぐらいの補助金 を交付しているところです。

ただ補助金の対象団体も種々ありまして、第3セクターのような、社会福祉協議会のような団体に対する補助金になりますと、人件費などの補助を交付していますので、何千万円という形で交付していますし、一方で、市民の団体になりますと、数万円という補助金もあり、幅がございます。それら全部を合計しますと20億円程度の支出となります。

井上 和人委員

はい、わかりました。

井上 繁委員長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

三井田副委員長

はい。

井上 繁委員長

三井田副委員長。

三井田副委員長

私、商工会議所なので、このブルーで網掛けしてあるところ全部当たってしまうような気がするんですよね。とりあえずこのガイドラインの案は今年度中、3月までに一応出来上がる。それで、本席で了解がもらえれば、この席でこのガイドラインの案が取れるということになるわけですよね。その後、今度は庁内で基準を作っていくということになるのでしょうか。補助金の支出をするための基準みたいなものを構築していくわけですか。それは令和7年度に、そういう作業を市役所の中で行っていくということになるのでしょうか。

井上 繁委員長

はい。その段取りですね。 福島副主幹。

事務局(担当者)

おっしゃるとおりこちらに沿って、各団体の補助金の見直しをさせていただきます。新たな基準を作ると申し上げましたが、基本的にはこれがもっと内容が厚くなるというような、細かくなるというようなイメージでして、これと全く違うものが出来上がるものではないのですが、補助金はこうあるべき、そしてどういうことに気をつけて支出しなければいけないかということを明示する補助金運用基準を令和7年度に定めて、令和8年度からその基準に沿ったもので交付をするという流れを考えています。

ただ令和7年度の見直しの中で、先ほども申し上げたように各団体の皆様と時間をかけてお話しをさせていただく場合もありますので、令和8年4月を目途ということで、お話させていただきました。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。

矢島委員

はい。

井上 繁委員長

矢島委員。

矢島委員

前回私、補助金について質問したような記憶があるのですが、その時にはこんな大きな数字が出ているような感じもしなく、そんなに補助金って使っていないのかなと思っていたのですが、大きな数字だというので、ちょっとびっくりしました。ぜひとも、皆さんに有意義に使っていただいているのを公表した方がいいのではないかなと思います。以上です。

井上 繁委員長

はい。何か。

事務局(担当者)

はい。

井上 繁委員長

福島副主幹。

事務局(担当者)

そうですね、補助金額としてはかなり大きなものになりますので、市としても財源の確保という意味もありますが、現時点では、補助金の使われ方をきちんとしていきたいというのが第一にあります。例えば団体の運営費であっても、団体の方たちが集めた参加費で宴会をしていただくのは、一向に構わないわけですが、市の補助金がそういったものに使われているのではないかと疑われるような、またはそこの部分をきちんと確認してないのではないかと疑われることがないように、事業の対象経費は何なのかということと、それをどのように確認するのかということを、きちんと決めていきたいと考えています。その結果として、補助額が減る可能性もあるというふうに考えています。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。

土屋委員

土屋委員

今回この基準を変えていくことによって、さっきおっしゃった支出を減らすために基準を作っているのか。

井上 繁委員長

福島副主幹。

事務局(担当者)

補助金を減らすために基準を作るわけではありません。行政改革の項目に入れるということは、一面では支出を抑えるということもありますが、現時点で市としては、金額を減らすことよりも、適正に補助金を運用するということを重視していますので、それを行うために、まずは見直しのガイドラインを作るということです。

土屋委員

私税理士をやっておりまして、クライアントに社会福祉をやっているNPO団体がありまして、そこは人件費の補助が出ているのだけれども、ちょっと次からこの補助が満額出るかどうかわからないというようなことを言われまして、それってここの一環ですか。

事務局(担当者)

それは多分違うと思います。市の内部的にも、こういう見直しを予定しているという話はしていますけれども、委員の皆さまに説明したのと同様

に、補助金を減らすことが目的ではないと説明しています。さらに運営費に対して交付する補助金もあれば、事業に対して交付する補助金もありますが、令和7年度はそれを切り分けていく作業をするということを伝えていますし、市民の方や団体の方に対して、来年度から補助金を減らしていくから何とか運営してくださいと説明するような話は一切していないので、また違う原因なのかもしれないです。

土屋委員

はい、わかりました。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。

井上 和人委員

もう一つすみません。

井上 繁委員長

はい、井上和人委員。

井上 和人委員

先ほどお聞きした20億円ですが、ガイドラインにあればどんどん出しちゃうのか、それとも20億円が適正な金額で、それ以上になるとカットするのかという、そういうガイドラインも必要じゃないかなと。いくらガイドラインに沿ったものでも、やはり上尾市はそんなにお金あるわけじゃないので、ある程度ケチケチでやってもらった方が。というのは、一度認めると、切るのは大変なんですよね。OKするのは楽ですけど、切るのは大変なので、そういう上限のガイドラインも必要じゃないかなと思うんですけどね。私の意見ですけど。

井上 繁委員長

福島副主幹。

事務局(担当者)

適正な額で補助金を交付するという点につきましては、おっしゃるとおりだと思います。

予算も無尽蔵にあるわけでありませんので、毎年毎年予算の範囲の中で、 補助金の額を決めているというものもありますし、先ほど説明した要綱の 方にも補助金額を明示している場合もございます。そういった手法をとり ながら、抑制に向けてある程度の方法をとってはいますが、このガイドラ イン全体の中で、総額を決めるというのは困難かなと思いますので、毎年 度の予算の中で決定していきたいと思います。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。

はい、それでは、次のテーマに移りたいと思います。二つ目、「効率的な 土日開庁の実現について」でございます。事務局からご説明をお願いしま す。

事務局(担当者)

はい。

井上 繁委員長

栁澤主任

事務局(担当者)

次に議題の②、「効率的な土日開庁の実現について」、現在の状況を説明させていただきます。

資料2「土曜開庁アンケート集計表」をご覧ください。今までは毎週土曜日開庁していたのですが、今年度の10月より、第2・第4土曜日のみ

の開庁といたしました。昨年度の委員会でもご意見を頂いておりましたが、 開庁日を第2・第4土曜日とする影響を把握するため、土曜開庁時に来庁 者に対するアンケートを10月26日(土)と11月9日(土)の2回に 渡り実施し、来庁者合計176名の方にアンケートを取りました。

アンケートの内容といたしましては、主に4つありまして、まず「上尾市役所本庁舎の一部と尾山台出張所・上尾駅出張所が、土曜開庁を実施していることを以前から知っていたか。」二つ目が、「令和6年10月から第2・第4土曜日の開庁に変わったことを知っていたか。」三つ目が「土曜開庁の実施方法が変わったことについて影響はあったか。」4つ目が「影響があったと答えた方に対して、どんな影響があったか。」ということを聞いた形になります。

まず、一つ目の「土曜開庁を実施していることを以前から知っていたか。」 という問いについては、集計表にも記載している通り、知っていたのが1 19名、全体の約7割、知らなかったのが57名、全体の約3割の方がいるという回答でした。

次に2つ目「第2・第4土曜日の開庁に変わったことを知っていたか。」 という問いについて、知っていたのが71名、全体の約4割、知らなかったのが104名、全体の約6割でした。

次に三つ目「土曜開庁の実施方法が変わったことについて影響はあったか。」という問いについて、影響があったのが47名、約3割、特に影響はないが128名、約7割でした。なお、影響があったと答えた方にどんな影響があったかを尋ねたのが④の問いになりますが、3つの回答の選択肢がございまして、再び市役所に来ることになったと答えた方が27名、必要な手続きに間に合わなかったと答えた方が6名、その他17名という結果となりました。その他のご意見については、予定を調整する必要があった、手続きが遅れる、手続きが間に合わないなど様々なご意見を頂きました。以上、効率的な土日開庁の実現に向けた取組みの現状について説明させていただきました。説明は以上となります。

### 井上 繁委員長

はい、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

はい、よろしいですかね。

はい、ありがとうございました。それでは3番目ですね。「ネーミングライツ事業に関する取組みについて」ということでございます。事務局よりご説明をお願いします。

事務局(担当者)

はい。

井上 繁委員長

栁澤主任

事務局(担当者)

続きまして、議題の③「ネーミングライツ事業に関する取組について」 現在の状況を説明させていただきます。資料3「令和6年度ネーミングライツ事業応募状況」をご覧ください。

昨年、各部からご提案いただきましたネーミングライツの候補施設等につきまして、今年度ネーミングライツパートナーの募集を行いました。昨年度からの変更点としては、今年度は、資料で言うと5~9までの都市計画道路の5つの路線を特定型募集に新たに加えた形になります。

募集の結果、特定募集型につきましては、上尾市民球場はUDトラックス株式会社が契約更新という形で引き続きネーミングライツパートナーと

なり、愛称は「UDトラックス上尾スタジアム」と、愛称を継続する形になりました。提案募集型につきましては今回初めて2社から新規の応募がありました。まず、上尾丸山公園小動物コーナーは有限会社長谷川電機商会がネーミングライツパートナーとなり、愛称は「Haseden あげおまんまるZoo」という愛称になりました。二つ目の上尾市自然学習館は株式会社本舘工業がネーミングライツパートナーとなり、愛称は「本舘工業あげお自然学習館」という愛称になりました。こちらについては令和7年4月よりそれぞれの愛称を使用することとなりました。

その他、プラザ館、イコス上尾、市民体育館、都市計画道路については 応募がありませんでしたが、令和7年4月からの愛称使用のために準備期 間、周知期間が一定期間必要なことから、今年度の募集についてはいった ん終了としておりますが、来年度の募集に向けて企業への呼びかけなど工 夫をして、応募していただけるように工夫をしていきたいと思っておりま す。説明は以上となります。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

矢島委員

よろしいでしょうか。

井上 繁委員長

はい、矢島委員。

矢島委員

都市計画道路のネーミングライツは、どこにどういう風にお名前を出す のでしょうか。建物の場合はそこに出しますよね。道路の場合はどんな風 なのでしょうか。

井上 繁委員長

栁澤主任。

事務局(担当者)

都市計画道路の場合ですと、よく道路を走っていると、道路標識みたいなものがございまして、何々道路とか、はなみずき通りとか、そういった形で書いてある標識があるのですが、そちらの方に愛称を加えるような形で考えております。以上です。

矢島委員

ありがとうございます。

井上 繁委員長

はい、土屋委員。

土屋委員

すみませんちょっと伺いたいのですけれども、例えばプラザ館の50万と言うのはプラザ館に名前を載せたいという人が50万円を払います。そのもらった50万で、上尾市がつけるのですか。看板みたいなものを。

井上 繁委員長

はい、栁澤主任。

事務局(担当者)

そういった費用の部分については、ネーミングライツパートナーとなった方に費用負担をしていただく形になりまして、上尾市としては、そういった経費については、支出する予定はございません。

土屋委員

さっきおっしゃったその道路の名前というのも、自分で付けると。

事務局(担当者)

そうですね。既存で建っている標識に愛称をつけていただく形で考えて おります。

矢島委員

結構負担ありますよね。

井上 繁委員長

ちょっと関連してつかぬことを伺いますが、ブリヂストン通りってありますよね。ブリヂストン通りってこういう仕組みができる前からブリヂストン通りと呼ばれていて、それで標識もちゃんとそう書いてあるんですよね。でも、それ前から何かネーミングライツでやっているということでは、ないのでしょうね。つまり企業名が入ってはいますけれども。

はい、本郷課長。

事務局

(行政経営課長)

実はBS通りとか一部の通りの名前については、20年ほど前ですかね、 上尾市が公募で名前を募集して付けた経緯がございます。例えばBS通り とか日産通りとか。今回都市計画道路、挙げさせていただいたのは、はな みずき通りもその当時、一緒についているところですが、実はBS通りや 日産通りは県道でございまして、さすがに県の道路にこちらがネーミング ライツを募集することはできないので、それ以外で上尾市が持っている都 市計画道路の募集をさせていただいたところです。

井上 繁委員長

県道なんだ。ありがとうございました。 矢内委員。

矢内委員

はい。すいません。自主財源の確保にすごく取り組まれているというのがよくわかったんですけど、今回この資料に載せていただいたのが、今年度末で切り替えになるものを載せていただいているということで、これ以外にもネーミングライツが既に運用されているものが、お有りなのかなと思ったのですが、そのあたりについてご説明いただいてもよろしいでしょうか。

井上 繁委員長

栁澤主任。

事務局(担当者)

そうですね。今回ご説明させていただいたのは、あくまで今年度応募があったところで説明させていただいたのですが、他にも、例えば今年度4月から愛称使用開始したのが、上尾市コミュニティセンター、上尾市文化センター、上尾市平塚サッカー場の3つがございます。

UDトラックスについては、令和4年から新規で応募していただいて、 今年度は更新という形になりますので、合計で、小動物コーナーと、上尾 市自然学習館も合わせると、6つの施設に愛称がついているというような 状況になります。

矢内委員

今年度は今のところ、4つが運用されていて、新年度からは2つ増えて、6つになるという理解でよろしいでしょうか。

事務局(担当者)

おっしゃる通りでございます。

矢内委員

ありがとうございました。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。他に。 はい、三井田副委員長。

三井田副委員長

ネーミングライツで、今回その応募がなかったところ、たくさんありますね。これは、これからまたかけるかもしれないですが、いわゆる何が言いたいかっていうと、UDトラックスも行政の方に、うちの方がご紹介をし、間を繋いでお願いをした経緯があります。

市民球場についても本来はベルーナさんなんかに当たったところなのですが、ベルーナさんは西武球場の方のネーミングライツという形で移転してしまった、そんな経緯があるので、ちょっとこれ、報告がなかったのがちょっと残念だなと思うんですけれども。やっぱり少し当たりをつけた方がいいような気がしますよね。せっかくこうやるのであればね。

井上 繁委員長

井上和人委員。

井上和人委員

今商工会議所の三井田さんが言ったように、やっぱり営業をかけなくちゃ駄目だね。営業。お願いしますよと。そのためにはやっぱり、商工会議所さんと連絡よくとって。だから、もう一度力を借りて、だからやっぱり営業しないと駄目ですよ。ただ待っているだけでは。そのためにはやっぱり商工会議所さんにね、お願いしますよと言えば、いろんな知恵が出てくる。その方がいいと思いますね。そういう営業も必要ですよね。以上です。

井上 繁委員長

はいそういうご意見をいただいたということで、他いかがでしょうか。

事務局

(行政経営課長) 井上 繁委員長 すいません。はい。

はい。本郷課長。

事務局

(行政経営課長)

今の営業というご意見で、ただこちらの方も、ホームページに載せただけで何もしていないというわけではなく、実際にあまり具体名は言えないのですけれども、例えば市民体育館ですと、その近くにお店を持っているチェーン店とかそういったところに営業を行っているところではございます。

ただ金額のこととか、ちょっとっていうところも、実際にそういった感 触の会社さんも多い状態にはございます。

ですので、また来年度またこちらもトライしていくのですけれども、情報とか、お力があったらいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

井上 繁委員長

はい。

まだ時間的には大丈夫ですけれども、今日話題になったことの関連というようなことで、他の案件でも結構ですが、何かございますか。

はい。

それでは、以上もちまして、議事を終了いたします。 進行を事務局にお返しいたします。

事務局

はいありがとうございました。

(行政経営部次長)

それでは以上で議事は終了となりますが、その他として事務局から何か

連絡等ありますでしょうか。

事務局(担当者)

はい。

### 事務局

(行政経営部次長) 事務局(担当者) お願いします。

本日貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

本日いただきました意見を踏まえまして、今後それぞれの項目について 取り組みを行ってまいりたいと思います。委員会終了後は、ご説明いたし ました内容をホームページで公開する予定でございます。

次回の委員会については、来年度となりますが、開催時期が、現時点では未定でございますので、日程等決まりましたら、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

## 事務局

(行政経営部次長)

ありがとうございます。ではよろしくお願いいたします。

それでは本日は貴重なご意見を賜りまして皆様誠にありがとうございました。

皆様からいただいたご意見等につきましては庁内でも、当然共有いたしまして今後の行政運営に反映してまいりたいというふうに考えております。

それでは以上をもちまして、令和6年度第2回行政改革推進委員会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

以上